

結核定期健康診断実施費補助金交付について

法的根拠

感染症法第60条

補助の対象について

・ 学校（国、都道府県又は市町村の設置する学校を除く）

1年以上修業する高校、短大、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校で、**入学年度に1回実施する**結核定期健康診断の費用に対して、その費用と厚生労働省が定める基準額とを比較し、少ない方の額の3分の2を補助

・ 施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校を除く）

生活保護法に規定する「生活保護施設」

老人福祉法に規定する「養護老人ホーム」「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」

身体障害者福祉法に規定する「身体障害者更正施設」「身体障害者療護施設」

「身体障害者福祉ホーム」「身体障害者授産施設」

知的障害者福祉法に規定する「知的障害者更正施設」「知的障害者授産施設」

「知的障害者福祉ホーム」「知的障害者通勤寮」

売春防止法に規定する「婦人保護施設」

以上の施設に入所する**65歳以上の方**に対して実施する毎年1回の結核定期健康診断の費用に対して、その費用と厚生労働省が定める基準額とを比較し、少ない方の額の3分の2を補助

申請書類等について

「尼崎市結核定期健康診断実施費補助金交付要綱」及び「交付申請書様式」等は、尼崎市保健所感染症対策担当にてお渡ししています。

申請の提出期限について

各該当年度の10月31日までに尼崎市保健所感染症対策担当まで提出してください。

その他

感染症法に基づき学校及び施設で結核の定期健康診断を行った時は、保健所に報告する義務があります。（感染症法第53条の7）

ここで感染症法とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をいう